

八重山ママさんバレーボール連盟規約

【名 称】

第1条 本連盟は八重山ママさんバレーボール連盟とよぶ。

【事務所】

第2条 本連盟の事務所は会長宅におく。

【目 的】

第3条 本連盟は加盟団体相互の連携によりママさんの親睦を図り、社会体育の振興に寄与することを目的とする。

【事 業】

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 各大会の開催
2. 技術講習会の開催
3. 八重山バレーボール協会の事業への参加
4. レクリエーション活動及びボランティア活動
5. その他必要と認める活動

【組 織】

- 第5条 1. 本連盟は第3条の趣旨に賛同する八重山郡のママさんバレーボールチームをもって組織する。
2. 本連盟に次の専門部を設置する。
(1)総務部 (2)審判部 (3)競技部 (4)広報部

【役 員】

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 会 長(1名) | 2. 副会長(2名) |
| 3. 理事長(1名) | 4. 副理事長(1名) |
| 5. 会 計(1名) | 6. 理 事(若干名) |
| 7. 総務部長・副部長 | 8. 審判部長・副部長 |
| 9. 競技部長・副部長 | 10. 広報部長・副部長 |
| 11. 監 事(2名) | 12. 顧 問(若干名) |

第7条 役員は総会において選出する。会長は本会の会務を総括し、総会を招集してその議長とする。

第8条 理事は登録チーム2名とし、総会において承認を得る。理事は本会の重要事項を審議する。

第9条 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第10条 各役員の任期は2カ年とする。ただし再任は妨げない。欠員補充による役員の任期は前任者の残存期間とする。

【会 議】

第11条 本連盟に次の会議をおく。

1. 理事会(総会)は年1回(4月)会長がこれを招集し、本会の業務に関することを決定する。
ただし必要に応じて臨時総会を招集することもできる。
2. 常任役員会は会長、副会長、正副理事長、会計、各正副部長、監事をもって常任役員会を組織する。

第12条 本連盟の議決は出席者の過半数の賛成によって成立する。

【会 計】

第13条 本連盟の経費、加盟団体の登録料(年間)、大会参加料、助成金、その他の収入をもって充てる。

第14条 本連盟に加入する団体(チーム)は加入時に登録料5,000円を納付するものとする。年度更新費、加盟団体の登録料(年間)、大会参加料、助成金、その他の収入を持って充てるに伴う登録料は、総会時に納付する。

第15条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本連盟の規約改正は理事会において行う。

【附 則】

本連盟の規約は昭和56年2月15日より施行する。

平成7年5月2日一部改正。

平成11年4月21日一部改正。

平成13年4月27日一部改正。

平成24年4月14日一部改正。